

名張市入札に係る積算疑義申立て手続きフロー

入札

令和5年1月1日施行

開札（落札候補者の決定）

※開札は中断せず、最後まで行います。

開
札
当
日

最低制限価格の公表

- ① 金額入り設計書を契約管財室で確認できます。
- ② 金額入り設計書を確認し、設計に関する疑義を申立てする場合は、次の書類を契約管財室へ提出してください。
 疑義申立書（申立ての根拠となる積算資料等を添付してください。）
- ※ 金額入り設計書は、メモ及びデジカメ等の電子機器による複写は可能ですが、
 金額入り設計書の持ち出し及びコピーはできません。
- ※ 対象者は入札参加者のみとし、落札候補者の決定日以後に手続きができます。

積算疑義申立ての期限は、入札結果の公表日の翌日の午後3時までです。
※積算疑義申立て終期を過ぎた疑義の申立ては受け付けません。

- ① 積算疑義申立てがあった場合は、全ての入札参加者に対し、「疑義申立通知書」により、
 積算疑義申立てがあった旨を通知します。
- ② 積算疑義申立てにかかる積算内容の確認が完了したときは、申立者を含む全ての入札参
 加者に対し、「疑義申立てに対する確認結果通知書」により、結果を通知します。
 なお、疑義申立てに対する確認結果通知書は、原則、積算疑義申立てがあった日の翌日
 から5日後（市の休日を除く）までに送付します。

↓
積算誤りがない場合

↓
積算誤りがある場合

入札中止（又は、落札（候補）者の決定の取り消し）

※ただし、下記の全てに該当する場合は、予定価格と
 最低制限価格を訂正し、改めて開札を行う場合あり
 ます。

- ①入札参加資格要件に変更がないこと。
- ②当該設計違算等の内容が、入札参加者の応札金額に
 影響するものでないこと。
- ③予定価格の算出根拠又は最低制限価格の算定方法が
 あらかじめ客観的に明らかであったと認められること。
- ④落札額について予算が確保されていること。
 予定価格が増額となる場合において、当該入札の執行
 に係る内部決裁の決裁権者が変わるとときは、変更後の
 決裁権者から決裁を得られること。
- ⑤その他入札の透明性及び公正性を阻害し、又は本市の
 業務上の支障を生じさせることとならないこと。

↓
落札決定